

台風来襲時の登下校について 基準変更のお知らせ

嘉手納小学校

1. まず、正確な情報の収集から

台風が近づいているとの報道等がありましたら、家庭でも台風の位置、規模、進路に対する確かな情報収集を行い、的確に判断するようにしましょう。

2. 朝の登校前に確認してほしいこと

午前6時30分のNHKラジオ・NHKテレビの報道で暴風警報が発令中の報道があれば休校となり、解除されていれば安全に注意して登校となります。

3. 台風による臨時休校の基準について

小学校児童の安全確保のために、嘉手納町教育委員会から令和元年7月8日に基準の変更（H30基準時刻：7時 → 変更後基準時刻：6時30分）がございましたのでお知らせいたします。以下のいずれかの対応となります。

	解除の時刻	登校時刻	給食	下校時刻	留意点
A	午前6時30分までに解除	平常通り 8時15分までに登校	あり	平常通り	通学路の交通安全・危険箇所に配慮ください
B	午前6時30分以降に解除	休校			外出をさけて、自宅で過ごさせてください。

※ 児童の安全な登下校の確保と給食食材の衛生管理のため変更

4. 授業の途中で暴風警報が発令された場合の対応

朝の登校時には暴風警報が発令されていなくても、学校に登校後、授業中に発令される場合もあります。そのようなときには、授業を中断して、安全なうちに下校することがあります。じんじんメールや連絡網等で担任からお知らせがありますので、下校後は自宅等で待機するよう児童の安全確保をお願いします。

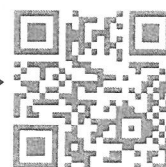
5. 安全確保のために

- (1) 倒木および看板やその他の落下物、電線等に注意。
- (2) 川や海・水路・側溝は増水の危険があります。近づかないようにします。
- (3) ドアの開閉に気をつけます。(強風でケガをすることがあります)
- (4) 台風時には、戸外へは出ず、家の中で過ごすようにします。

※ 学校への問い合わせが殺到しますと、業務（緊急通報等）に支障を来しますので、各ご家庭で、テレビやラジオ等により台風情報を確認・判断ください。

6. 「じんじんメール」の登録について（未登録の方へ）

- (1) 「じんじん」へ空メールを送信
メールアドレス：9562264@hn-jin2.net（半角英数字で入力願います）またはQR→
- (2) 「じんじん」から保護者様へ登録ご依頼メールが届きます。
- (3) 届いたURL（https:// …）をクリックすると登録画面に自動で移動します。
- (4) 保護者等に関する情報を登録したら終了です。



台風来襲時の登下校について

教育指導課

1 台風による臨時休校等の基準の変更について

＜平成30年度＞

	解除の時刻	登校時刻	給食	下校時刻	留意点
A	午前7時までに解除	平常通り 8時15分までに登校	あり	平常通り	通学路の交通安全、危険箇所に留意下さい
B	午前7時以降に解除	臨時休園・休校			外出をさけて、自宅で過ごさせて下さい

＜令和元年度＞

	解除の時刻	登校時刻	給食	下校時刻	留意点
A	午前6時30分までに解除	平常通り 8時15分までに登校	あり	平常通り	通学路の交通安全、危険箇所に留意下さい
B	午前6時30分以降に解除	臨時休園・休校			外出をさけて、自宅で過ごさせて下さい

2 嘉手納町立学校給食共同調理場運営委員会（議案第3号）

台風時等の給食について（見解）

＜台風襲来時＞

- ・午前6時30分までに暴風警報が解除になった場合に給食を提供します。
- ・午前6時30分を過ぎて暴風警報が解除になった場合は給食の提供ができません。

（理由）

台風の進路や影響は予測が困難であり、台風襲来時の給食の食材については、衛生上問題や廃棄等、食材を無駄にしないために事前の発注は行いません。暴風警報が解除になった場合、その当日に発注し納品させ、調理を開始します。その場合午前6時30分が発注のタイムリミットであり、また、調理職員の出勤、調理施設の稼働等、時間的な制約を考慮しても、給食提供の可否判断は、午前6時30分がリミットとなります。給食提供可能とした場合でも、本来のメニューと違う臨時メニューを提供することもあります。

＜台風の影響により停電あるいは施設の損壊等があった場合＞

- ・午前6時30分までに復旧した場合、給食を提供します。
- ・午前6時30分までに復旧できなかった場合は、給食の提供ができません。
- ・食材を納入する業者が停電等により営業できない場合等はメニューを変更することがあります

※ 上記の場合、速やかに各学校に連絡します。

（理由）

停電や調理施設・機器が損壊または破損した場合は、給食を調理することができません。それらが復旧した場合でも、暴風警報の場合と同様に時間的な制約があり、午前6時30分が給食提供の可否判断のリミットとなります。

そのため、台風が通過し、暴風警報が解除された後であっても、台風の影響により停電が継続した場合や、施設あるいは調理機器が損壊・破損した場合は復旧までの時間によっては、給食の提供ができない場合があります。



午前授業になる場合は、「じんじんメール」でお知らせ致します。

令和元年7月2日

嘉手納町立学校給食共同調理場